

## 船橋市表彰条例に基づく功労表彰対象者推薦内部基準

### 条例抜粋(功労表彰)

#### 第4条 略

#### 11 その他市長が表彰することが適当と認めた者

平成22年から11号該当で推薦している。

(それまでは8号(10年以上町会、自治会長、民生委員その他法令又は条例に基づき、選任又は任命された審議会等の委員の職にある者)該当で推薦しており、秘書課の見解によると、各組織・団体の会長職を10年以上経験している者を対象にしていたが、特に必要な場合は、同一団体の他の役員の経験年数を通算し、総合的に判断している。)

(行政への貢献度)

○ これまでの経緯を踏まえて、税務課で関係する各団体について、推薦基準を次のとおりとする。

- ・ 10年以上会長及び理事長の職にある者
- ・ 会長及び理事長の職を歴任し、下記役員に従事している期間が通算して15年以上ある者
- ・ 下記役員に従事している期間が通算して20年以上ある者かつ、表彰内申日に下記役員の職にある者

○ (社)船橋青色申告会

役員構成

会長、副会長、常任理事(登記理事 ※H11年度より)、理事(支部長)、監事

○ (社)船橋法人会

役員構成

会長、副会長、理事、監事

○ 船橋納税貯蓄組合連合会

役員構成

会長、副会長、常任理事、理事、会計理事、監事(会計監査)

○ 船橋たばこ商業協同組合

役員構成

理事長、副理事長、会計理事、理事、監事

ただし、船橋たばこ商業協同組合については、22年度から推薦を保留している。